

令和5年6月9日

# 宇部市議会総務財政委員会会議録

宇部市議会

# 宇部市議会総務財政委員会会議記録

- 1 日 時** 令和5年6月9日（金）  
午前10時1分から午前10時31分まで
- 2 場 所** 第1委員会室
- 3 事 件** （1）議案第53号 宇部市職員特殊勤務手当支給条例中一部改正の件  
（2）議案第54号 宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件  
（3）報 告 宇部市DX推進計画の策定に関する報告

## 4 出席委員（9名）

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 城 美 暁 君   | 副委員長 | 青 谷 和 彦 君 |
| 委員  | 唐 津 正 一 君 | 委員   | 河 崎 運 君   |
| 委員  | 甲 谷 理 温 君 | 委員   | 重 枝 尚 治 君 |
| 委員  | 時 田 洋 輔 君 | 委員   | 西 村 享 平 君 |
| 委員  | 松 岡 伸 一 君 |      |           |

## 5 欠席委員（0名）

## 6 その他の出席者（0名）

## 7 説明のため出席した者

- （1） 議案第53号 宇部市職員特殊勤務手当支給条例中一部改正の件

総務部

|      |           |
|------|-----------|
| 部 長  | 大 畑 秀 幸 君 |
| 次 長  | 濱 原 貴 宏 君 |
| 次 長  | 岩 崎 勝 君   |
| 職員課長 | 穂 積 紀 子 君 |
| 同副課長 | 綿 谷 和 久 君 |

- （2） 議案第54号 宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件

総務部

|       |           |
|-------|-----------|
| 部 長   | 大 畑 秀 幸 君 |
| 次 長   | 濱 原 貴 宏 君 |
| 次 長   | 岩 崎 勝 君   |
| 市民税課長 | 吉 田 和 弘 君 |
| 同副課長  | 岩 本 浩 志 君 |

産業経済部

部 長 濱 田 修 二 君  
次 長 石 津 宜 孝 君  
農林整備課長 中 村 伸 一 君  
同 副 課 長 大 道 浩 史 君

(3) 報 告 宇部市DX推進計画の策定に関する報告

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君  
次 長 濱 原 貴 宏 君  
次 長 岩 崎 勝 君  
デジタル推進課長 吉 岡 徹 君  
同 副 課 長 安 達 佳 二 君

**8 事務局職員出席者**

書 記 川 村 真由美 君

---

—— 午前10時1分開会 ——

委員長（城美 暁 君） 皆さんおはようございます。

ただいまから総務財政委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元に配付の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてであります。現在申し込みはありません。

なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申し込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能ですので、念のため申し添えます。

---

委員長（城美 暁 君） それではまず、議案第53号宇部市職員特殊勤務手当支給条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 皆さんおはようございます。

総務部でございます。

説明に入ります前に、初めての委員会でございますので職員の自己紹介をさせていただきたいと思っております。

私、総務部長の大畑です。どうぞよろしくお願いいたします。

**執行部** 同じく、総務部次長の濱原といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

**執行部** 同じく、総務部次長の岩崎と申します。よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、議案第53号宇部市職員特殊勤務手当支給条例中一部改正の件について御説明いたします。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

**執行部** 職員課の課長をしております穂積と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**執行部** 同じく、副課長をしております綿谷と申します。よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、議案第53号宇部市職員特殊勤務手当支給条例中一部改正の件について御説明いたします。

改正内容につきましては、議案集の3ページ、4ページを御覧ください。

これは、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日以降は、新型インフルエンザ等感染症には該当せず、5類感染症になったことに伴い、令和5年5月8日、人事院規則の特殊勤務手当の特例の一部を改正する規則が公布され、各地方公共団体においても適切に対応するよう通知がありましたので、新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した職員に対し支給する特殊勤務手当を廃止するための整備を行うものです。

改正の内容につきましては、衛生業務従事手当の特例中附則第3項、第4項を削除いたします。施行日は公布の日といたします。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

**委員（時田 洋輔 君）** 今までこの手当は、どんな職種の方がどんな業務に従事されて、受けられましたか。

**執行部** まず、業務につきましては、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に実施される措置に係る業務に従事した職員になりまして、具体的には新型コロナウイルスの検査キットの配布に対応した職員になります。

令和2年度には1人。

令和3年度は……。

すみません、その中で、緊急に実施される措置に係る業務は1日3,000円。

それから、コロナウイルス感染症に患者もしくはその疑いがある者の身体に接触する業務に関わるものにつきましては、日額4,000円ということになりまして、まず3,000円のほうですけれども、令和2年度は1人、令和3年度はゼロ人、令和4年度は延べ人数が110人となっています。

具体的には、さきほど申しましたように、新型コロナウイルスの検査キットの配布業務となります。

日額4,000円のほうの、疑いがある者についてのほうですけれども、令和2年度は、延べ人数59人、令和3年度は延べ人数6人、令和4年度は延べ人数9人となっております。

令和5年度につきましては対象者はおりません。

職種につきましては、保健師や一般の事務職員となっております。

**委員（時田 洋輔 君）** さらにですけれども、その感染の疑いがあるような方と接触する業務というのは、もうこれからはなくなるのでしょうか。

**執行部** 検査キットの配布につきましては、もう実際やっておりますし、新型コロナウイルス感染症が5類相当ということで、通常のインフルエンザと同じ扱いということになりましたので、それについてはそういった業務が発生しないという見込みでございます。

**委員（時田 洋輔 君）** 最後にもう1点確認ですけれども、国の人事院を受けて適正な措置をするようにということですが、今回の適正な、曖昧な適正な措置っていうのではなく、適正な措置をもうちょっと具体的に説明を……どういうふうに。

5類相当じゃなくなったから廃止しますとかそういう具体的な何か理由をお伺いしたいのですけれども。

**執行部** 繰り返しになりますけれども、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症には該当せず、5類感染症に該当することになったことにつきまして、新型コロナウイルス感染症の危険性が低くなったと判断されて、5類感染症に移行することに鑑みますと、危険性が低くなったので、特殊勤務手当の特例を設ける必要性もなくなったというふうに認識しております。

**委員（西村 享平 君）** 今回、5類のほうに移行になって国の指針に従ってというところになると思うのですけれども、今後絶対ないと思う——ないという言い方はおかしいと思うのですけれども、またちょっと国の指針が変わったら柔軟に対応していくという考えでいいですかね、こちらの制度についても。

**執行部** 国の方針に従って柔軟に対応して参りたいと思います。

**委員長（城美 暁 君）** 他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

**委員（時田 洋輔 君）** 本議案に反対の立場で討論します。

コロナが5類相当になったとはいえ、まだコロナ感染者が、コロナウイルスがなくなったわけではなく、それに関係する職員さんもまだいらっしゃるということで、この手当は残すべきという立場で反対いたします。

**委員長（城美 暁 君）** 今、反対討論がありました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第53号宇部市職員特殊勤務手当支給条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**委員長（城美 暁 君）** 次に、議案第54号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは議案第54号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件につきまして、担当課長から説明させます。

よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

**執行部** 市民税課の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

**執行部** 副課長の岩本です。よろしくお願いいたします。

**執行部** それでは、お配りしております、議案第54号の概要資料に基づいて御説明を申し上げます。

議案集で言いますと5ページからとなっております。

まず1点目ですが、森林環境税の導入に伴う規定の整備を行っております。

まず森林環境税についてですが、これは平成31年度税制改正において、新たに制定された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、森林に備わっている地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持増進するための施策を進めていく際の、財源として創設されたもので

ございます。

令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税でありまして、市町村において個人住民税均等割の徴収と合わせて、1人年額1,000円が徴収されることとなります。

また、個人住民税均等割と森林環境税における非課税基準が異なりますことから、個人住民税均等割が非課税の場合であっても、森林環境税のみが課税されるケースが出てくることとなります。

2点目です。

2点目は電動キックボードの車両区分を定めるための規定の整備でございます。

これは道路交通法の改正により、原動機付自転車から区分して、新たに定義された特定小型原動機付自転車、一定の要件を満たす電動キックボードなどになるのですけれども、こちら税率を2,000円としまして、令和6年度以降、4月1日時点の所有者から徴収させていただくこととなります。

令和5年7月1日、新たな交通ルールが適用されることとなりますが、この特定小型原動機付自転車専用の税務標識、ナンバープレートが交付されることとなります。

今回、別紙で警視庁のホームページに掲載されていた絵でお示ししているのですけれども、そちらを御覧になられると、イメージがされやすいかなと思うのですけれども、一定の要件というのは、具体的に長さが190センチメートル以下、幅が60センチメートル以下でありまして、原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いて、毎時20キロメートルを超える速度を出すことができない等の一定の要件を満たす電動のキックボード、こちらが特定小型原動機付自転車に区分されることとなります。

原則としまして16歳以上の方であれば、免許不要で、一部歩道も時速6キロメートル以下であれば走行可能となり、またヘルメット着用も努力義務となるなど、自転車と同様の部分もございますが、自賠償保険への加入が義務づけられるなど、異なる点もございます。

なお、現時点で登録されている原動機付自転車のうち、今回のこの特定小型原動機付自転車に区分されることとなる可能性のある車両は、今登録がある中では2台ほどありました。

1台は、登録年数がかなり古く、カタログなどで要件の確認ができておりませんが、1台は、可能性があるとお申し出がありましたら、要件を満たすことを確認して、今交付されている原動機付自転車の標識から交換するということとなります。

3点目ですが、こちら燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化でございます。

これは新車・中古車を問わず、取得価格が50万円を超える車両を購入した場合に課される環境性能割、昔は自動車取得税と呼んでおりました。

また、4月1日時点の自動車の所有者に課される種別割、いわゆる毎年かかる自動車税、ともに排ガスや燃費といった環境性能に応じて、税率が一定程度軽減されています。

グリーン化特例ということで行っておりますが、当該環境性能がメーカーの不正により虚偽であった場合、メーカーまたはディーラー等が本来の納付すべき額との差額と加算額の合算額を納付することと、今もなっているのですけれども、その加算される額の率、現状が10%なのですが、これを35%に引き上げるという規定となります。

施行は、令和6年の1月1日からとなります。

4点目は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化についてです。

これは申告書に記載すべき事項が、その年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に変えて、その異動がない旨の記載によることができるとするものでございます。

施行期日は令和7年の1月1日で、令和7年1月1日以降に支払いを受けるべき給与等について、提出する給与所得者の扶養親族等申告書について適用することとなります。

他の箇所につきましては、引用条文等の条ずれや項ずれ、字句等の修正を行うものとなっております。

最後に税賦課徴収条例の改正につきましては、毎年行われる税制改正に対応するための規定の整備を行うものとなっております。

今回も令和5年度の税制改正で対応するため、国のほうから全国の市町村に提示される条例例に基づきまして改正するものでございます。

説明は以上です。

よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、説明終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

**委員（重枝 尚治 君）** 確認をさせていただきます。

森林環境税のほうなのですけれども、本会議場でね、五十嵐議員のほうで質疑が入ったので、少しその辺は分かりましたけれども、あくまでも委員会なので、少し重複するかもしれませんが、確認したいと思います。

今回の、この森林環境税のいわゆる宇部市の場合の対象者——非課税の方もあるというやりとりもあったので資料を見てもそれは理解しているのですけれども、改めて確認したいのが、対象者は宇部市の場合、大体何人ぐらいになる予定なのか。

あくまでも住民税の上乗せなので、前年の所得の関係とかあると思うのですけれども。

まず、その対象者と、徴収額の総額ですね、これについてお願いします。

**執行部** 今回説明もさせていただいたのですが、住民税均等割がかかる方からは、基本的には1,000円ほど徴収させていただくこととなりますが、ただ、非課税となる基準が、市で定め



る基準と政令で定める基準に、5,000円ぐらいなのですからけれども差があります。

今回森林環境税につきましては国税となりますので、あくまでも森林環境税が非課税になる基準というのは、政令で定めるものとなりますので、宇部市のほうが5,000円ほどちょっと高いというか、緩やかになりますから、徴収するのは約8万件ちょっと切るぐらいだと思うのですけれども均等割が課税される方からすべて徴収するのですけれども。

今、お話ししたちょっと森林環境税だけかかる人が200……。

**執行部** 件数の見込みという御質問と思います。

現状、ちょっと令和6年1月1日からの課税でございますので見込みでございますけれども、本市で約8万件、税収として、国税ですけれども8,000万円という額を見込んでおります。

以上でございます。

**委員（重枝 尚治 君）** 8,000万円。見込みがね。

昨年の6月定例会で、実は森林環境税の質問をしているので、宇部市に先行して今もう譲与税が入っていますから、その使い道とかいろいろな質問をして確認させていただきましても、その時の答弁でいくと、令和4年度が3,100万円で、令和5年度については令和4年度と同規模、本格実施の令和6年以降は増額されるものと見込んでいますということですから。

かなりだから、宇部市で徴収したものが大体ほぼ宇部市にあと譲与で降りてくるっていう話にはなっていないということ。

これは後ろのほうの話ですが。

いいです、いいです。

件数が分かりました。

それともう一つ確認ですけれども、いわゆる所得の関係の住民税の基準とあと別に、障害者とかその辺は課税対象外ですよ。

課税対象外になる、その辺の具体的なものは分かれますか。

**執行部** 一応法律のほうで、非課税となる方の規定がございます。

まず生活保護法による生活扶助等を受けておられる方、それから、前年の合計所得金額が135万を超えない障害者、未成年者、寡婦、またはひとり親に該当する方。

それから、あとは、政令で定める基準以下の方、これは非課税になられる方です。

**委員（時田 洋輔 君）** 法定受託事務ということですが、徴収が。

それにかかる経費というのは、交付税か何かできちっとあてがわれるのでしょうか。

**執行部** この度の森林環境税法定受託事務ということで、全国の市町村がこれ交付税を取り扱うということになりますけれども、先行して税収に相当する額、先ほど重枝委員から御質問ございましたけれども、先行してもう環境譲与税という形で、都道府県あるいは市町村に交付されているというところがございます、最終的には徴収された税が地方に還元されるという流れにな

りますので、これの取り扱いに関する国のほうへの委託料の支払いとか、こういう経費は生じないというのは国のほうから示されております。

**委員（時田 洋輔 君）** きっと、はがきを送ったり、いろいろ発生すると思うのですけれども。

譲与税は譲与税で使い道がありますよね。

それとは別に事務的経費とかそういう負担。

だから、総務省からは特にないということになっているのかという確認なのですけれども。

**執行部** 一応総務省、国のほうから今回の森林環境税を徴収するに当たって、その経費等を市のほうに交付されるということとはございません。

一応、譲与税として交付するっていう考え方で、別に事務取扱費を頂くということにはなっておりません。

**委員長（城美 暁 君）** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

**委員（時田 洋輔 君）** 本議案に反対の立場で討論いたします。

もちろん森林を保全することは必要ですし、大事なことだと思います。

しかし、今回の森林環境税の徴収については、住民税の均等割分に上乗せという形で、所得に関係なく1,000円徴収すると、広く国民から徴収するということで、税の公平性の観点からも違うのではないかっていうのが1点と、多く企業活動とかで、事業活動でCO2などを出している企業からの負担を求めるといふ、国税の問題なのですけれども、そういう税を宇部市が法定受託事務として取っていくというのは、賛成できない。

こういう理由で反対をいたします。

**委員長（城美 暁 君）** ただいま時田委員から討論がありました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第54号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

委員長（城美 暁 君） 次に、宇部市D X推進計画の策定に関する報告をしたいとの申し出がありますので、これを許可したいと思います。

執行部から報告を求めます。

執行部 それでは、この場をお借りさせていただきまして、宇部市D X推進計画の策定に関する報告をさせていただきたいと思っております。

内容につきましては、担当課長のほうから説明させます。

執行部 デジタル推進課課長をしております、吉岡と申します。よろしくお願いいたします。

執行部 同じく、副課長をしております、安達です。よろしくお願いいたします。

執行部 資料による説明の前に、まずは計画策定の経緯について、改めて説明させていただきます。

本市では、新庁舎への移転を契機にこれまで市民サービスの利便性向上と行政運営の効率化を一層加速化させるため、宇部市デジタル市役所推進基本計画を策定したうえで、デジタル化の推進に取り組んでまいりました。

この計画は、令和4年度末までが計画期間であったことから、この計画を引き継ぐ新たな計画として、国が策定した自治体D X推進計画で掲げる重点事項等を踏まえた上で、本市の第五次宇部市総合計画をD Xの視点で下支えし、D X推進の方向性を定めるものとして策定するものです。

なお、この宇部市D X推進計画におきましては、本市が進むべき将来像を示すものとしており、計画に沿った具体的な取組を示すものとしたしまして、アクションプランを別途策定予定としております。

それでは、資料のほうに沿って説明させていただきます。

まず1枚目の資料を御覧ください。

1枚目の資料、概要版と書かれたほうの資料になります。

昨年度より宇部市D X推進計画の策定作業を開始し、このたび、概要版の案をお手元の資料のとおり完成させております。

計画の目的につきましては、1ページ目の概要は左上の項目に記載のとおり、アナログの改革も含め、デジタルも使った変革により、市民、事業者、市職員など、市民の誰もが便利さや暮らしやすさを実感できるような社会の実現を目指しております。

計画期間につきましては、左下の項目に記載の通り、令和5年度から令和8年度までの4年間としております。

次に、概要版の右側のほうに移りまして、基本理念としましては、未来志向で地に足をつけた抜本の変革を掲げ、行政D X、産業D X、そして地域D X、三つの柱を基本方針としまして、宇部市の持続可能な発展を目指すこととしております。

なお、下段、下半分にありますように、基本理念の実現に必要な視点ということで、このたびそれぞれの分野でのDX、変革を進める上での視点・考え方についても触れており、これらの視点をしっかり持ちながら、今後本市のDXの取組をさらに強化してまいりたいと考えております。続きまして、2ページの資料を御覧ください。

資料左側の基本方針である、赤色の着色の1、2、3の行政DX、そして、緑色着色部分の4番目の産業DX、そして、青色着色部分の5番の地域DXに対し、取組の方向性としまして右側にありますとおり、19の取組を、国のDX推進計画の重点事項を踏まえた上で設けております。これらを計画体系として整理して示しております。

今後、これらの取組に関するアクションプランを策定することとしておりまして、策定に当たりましては、外部人材であるCIO補佐官、こちらの支援を受けながら、具体的な取組につながるようにしてまいります。

最後に、今後のスケジュールです。

現在策定中のアクションプラン案の完成は7月を予定しております。

また、市民等の意見聴取、こちらにつきましては8月頃から開始を予定しておりまして、頂いた意見も反映しながら、計画及びアクションプランを策定し、議会への報告につきましても、昨年度の3月議会、そしてこのたびの6月議会に加え、12月議会での報告を予定しております。

そして、令和5年12月には計画及びアクションプランの策定が完了する見込みであります。

以上で、報告として終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、報告は終わりました。

この際、ただいまの報告について質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で、宇部市DX推進計画の策定に関する報告は終わりました。

総務部の皆さん、お疲れ様でした。

---

**委員長（城美 暁 君）** 以上で、総務財政委員会を閉会します。

———— 午前10時31分閉会 ————

---

令和5年6月9日

総務財政委員会委員長 城 美 暁